

姫路観光コンシェルジュ・ブランディング動画制作業務委託要求水準書

第1章 総則

1 目的

姫路市は、世界遺産姫路城をはじめとする歴史文化資源、豊かな自然と食資源・食文化、多様な地場産業を有しており、国内外から多くの観光客が訪れる。

一方、「姫路城の一極集中の通過型観光が顕著で、滞在時間が短いことから、一人あたり観光消費額が低い」ことが課題として挙げられる。

また、大阪・関西万博の開催により、訪日旅行における関西エリアが注目され、さらに、当市の最寄り空港である神戸空港において国際チャーター便の運航が開始となり、今後ますますインバウンド客の兵庫県来訪が期待される。国内旅行者のみならず、訪日観光客（インバウンド）を当市に誘客することで、当市への観光客の増大、地域経済の発展を目指している。

本業務では、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）が運営する姫路観光コンシェルジュの市内・市外の認知度を上げ、新たな人材獲得や既存のコンシェルジュのモチベーションアップのインナーブランディングと、外国人旅行者やそれを扱う海外旅行エージェントのプロモーション用の動画を制作する。

また、制作した動画をデジタル広告を使い配信することで、質の高い観光コンシェルジュの獲得と、そのやりがい高め、海外旅行者の利用を高め、滞在時間の延長、消費金額の増加を通じて、当市の観光課題解決に寄与することを目的とする。

2 業務名称

姫路観光コンシェルジュ・ブランディング動画制作業務（以下、「本業務」という。）

3 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）

5 提案上限額

2,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務内容

(1) 基本要件

以下のターゲット層への訴求や課題を意識した動画を作成すること

【姫路観光コンシェルジュの潜在層・顕在層・姫路市市民】

① ターゲット層

観光ガイドに興味を持っており姫路で業務可能な方

② ターゲット層

現在、姫路観光コンシェルジュとして活動している方

③ ターゲット層 3

姫路市民で姫路の観光の取り組みに興味・関心のある方

現状他の地域でガイドに従事し、姫路のガイドをしたいと思っている方

【インバウンド誘客ターゲット】

① ターゲット層

欧・米・豪市場の「ゴールデンルートから広島」への旅行者（個人旅行者）

② ターゲット層

特に姫路城来訪者の多い欧米豪インバウンド（マスタープランその他資料にあるターゲットとする）

③ ターゲット層

欧米豪の旅行者向けに訪日旅行を取り扱う旅行会社・エージェント

（２）動画の制作

ア 姫路市内で撮影をした動画を作成すること

イ 製作本数：２本（１分ショート動画、３～５分ロング動画）

・ショート動画ターゲット：インバウンドターゲット①②

・ロング動画ターゲット：国内ターゲット①②③、インバウンドターゲット③

ウ プロデューサーとディレクター

・プロデューサーは海外向けのＴＶ番組制作経験を持つ欧米豪の外国人を起用すること

・ディレクターはインバウンドマーケティング経験を５年以上有する人物を起用すること

・代理による参加は認めない。プロデューサーおよびディレクター本人が業務に直接関与すること

・プロデューサーおよびディレクターの氏名、経歴、該当する制作実績を提案書に具体的に記載すること

エ モデル

・動画にはモデルを起用すること。コンシェルジュ役はビューローが手配をする。

・旅行者役はターゲットを意識してキャスティングしてビューローと協議の上、決定すること。またその際の肖像権はビューローに帰属する様に受託者が調整すること

オ 撮影手配

・姫路城などビューローと関係の深い施設はビューローが手配をするが飲食店などそれ以外のシーンは受託者が手配をし、撮影に係る一切の経費は受託者の負担とする。

カ シナリオ

・動画のシナリオについてはビューローがこれまで実施した調査資料を基に提案をして、承認を受けること

キ 言語

・言語は英語をベースとする。日本人ターゲットのものには日本語テロップを付けること

ク 動画スペック

・動画は横型、４Ｋ（ＱＦＨＤ）以上の解像度で制作すること

・SNS等の発信を前提に制作すること

ケ 納品形態

・納品する動画はmp4形式で納品すること

・完パケテロップ音入り素材とテロップなし編集白素材、撮影動画元素材をそれぞれ納品すること

コ その他

・制作についてはビューローと協議の上、進めていくこと

・BGMの使用に関しては、著作権等の権利関係の問題が発生しないものを使用し、手続

きは受託者が行うこと

- ・一般の観光客が映りこまないように配慮し、観光事業者が出演するシーンは肖像権の問題はクリアにしておくこと
- ・ビューローがこれまで撮影をした動画フッテージの一部活用を認める。

(3) 動画の配信

ア 予算のうち 100 万円を動画広告配信に使用すること

イ 配信先

使用する媒体や配信先はビューローのこれまでの資料を基に、分析を行った上で提案を求めます。

ウ 効果測定

毎月末の数字を取りまとめ月初に報告すること

(4) スケジュール

年内には動画を完成させ、遅くとも年明けから動画広告を配信すること

7 参加資格の特記事項

- ・本要求水準書 6 (1) ～ (4) に定める条件はすべて必須条件とする。
- ・水準書 6 および下記項目のいずれか一つでも満たさない提案は参加資格がないものとみなし、提案書受付の時点で失格とする。
- ・プロデューサー・ディレクターの代理起用は禁止する。
- ・提案書には、プロデューサーおよびディレクターの氏名、経歴、海外向け TV 番組制作・インバウンドマーケティングに関する具体的実績を明記すること。
- ・欧・米・豪市場向け訪日観光プロモーションの実績を過去 5 年以内に有し、特に米国市場への訴求事例または姫路城等日本の歴史文化観光資源を取り扱った経験実績があること。
- ・欧米豪の旅行会社・エージェントとの直接的な取引またはネットワークを保有し、提案書に取引実績やネットワーク概要を明記すること。
- ・過去 5 年以内に観光庁が実施する観光 DX または高付加価値事業（補助事業・委託事業等）の受託実績があり、その概要を提案書に明記すること。

第 2 章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「姫路観光コンシェルジュ・ブランディング動画制作業務」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要なものについては、ビューローへ提案し、ビューローと受託者が協議の上、決定するものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届と併せてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。

- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、必要に応じて、ビューロー事務所若しくはオンラインで打合せを行うものとする。

4 資料の貸与

本業務に必要な資料で、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出すること。業務完了後、貸与された資料は原則ビューローへ返還するものとする。

5 著作権

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他ビューローが必要と認めるときには、ビューローは提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 本業務に当たり、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめビューローと協議の上、著作権法上に定められた手続を行うこと。

6 損害のために生じた経費の負担

- (1) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報、秘密は他人に漏らしてはならない。また、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物及び委託業務完了届の提出後に支払うものとする。
- (3) 本件契約に関する契約保証金については、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー経理規則第48条の規定を適用する。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、各種法令や各種ガイドラインを遵守すること。
- (5) 要求水準書にない疑義が生じた場合は、その都度協議する。